勤務条件に関する措置の要求に関する規則に規定する書面の様式を定める規程

令和３年８月31日

人事委員会訓令第２号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則に規定する書面の様式を定める規程

（趣旨）

第１条　この規程は、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（令和３年香川県人事委員会規則第19号。以下「規則」という。）第31条の規定に基づき、規則に規定する書面の様式を定めるものとする。

（書面の様式等）

第２条　次の各号に掲げる書面は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(１)　規則第３条第１項の規定によって提出すべき書面　措置要求書（第１号様式）

(２)　規則第３条第２項の規定によって提出すべき書面　措置要求書記載事項変更届出書（第２号様式）

(３)　規則第４条第３項の規定によって提出すべき書面　代表者資格証明書（第３号様式）

(４)　規則第４条第６項（第12条第３項において準用する場合を含む。）の規定によって提出すべき書面　代表者異動届出書（第４号様式）

(５)　規則第６条第２項後段の規定によって提出すべき書面　代理人資格証明書（第５号様式）

(６)　規則第６条第６項の規定によって提出すべき書面のうち、代理人の選任又は解任に係るもの（第７条第３項の規定によって提出すべき場合を含む。）　代理人選任（解任）届出書（第６号様式）

(７)　規則第６条第６項の規定によって提出すべき書面のうち、主代理人の指定又は変更に係るもの　主代理人指定（変更）届出書（第７号様式）

(８)　規則第９条の規定によって提出すべき書面　交渉結果報告書（第８号様式）

(９)　規則第11条第３項の規定によって提出すべき書面　審査併合（分離）申立書（第９号様式）

(10)　規則第15条第２項の規定によって提出すべき書面　口頭意見陳述申立書（第10号様式）

(11)　規則第21条第１項の規定によって提出すべき書面　措置要求取下書（第11号様式）

(12)　規則第22条の規定によって提出すべき書面　措置要求事案解決（消滅）届出書（第12号様式）

(13)　規則第26条第１項の規定によって提出すべき書面　判定書更正申立書（第13号様式）

２　前項第３号から第７号までに掲げる書面には、これらの書面を提出する者が記名押印又は署名をしなければならない。

（雑則）

第３条　この規程に定めるもののほか、規則に規定する書面の様式に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附　則

この訓令は、令和３年９月１日から施行する。